

奈良県告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成三十年三月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字山崎六一・六四・六七・六八（以
上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五四、五八、五九、六二、六三、七三
から七五まで、八三、八五から九〇まで、九五、九七、九八、一〇〇、一〇一

二 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字山崎五九・六二・六四・六八・八七・八八・九〇（以上七筆について次の
図に示す部分に限る。）、六一、九五、九七

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部
森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。)